

## 令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況について

平成26年4月1日より消費税は5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられており、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(社会福祉・社会保険・保健衛生に関する施策)に充てるものとされています。

令和4年度芽室町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 226,000千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,603,689千円

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	一般財源	うち社会保障財源分
社会福祉	障がい者福祉事業 (自立支援給付費 ほか) 高齢者福祉事業 (老人保護措置費 ほか) 児童福祉事業 (保育所運営、地域放課後児童対策事業 ほか) 母子福祉事業 (ひとり親家庭等医療費給付 ほか)	2,140,893	877,429	90,987
社会保険	国民健康保険事業 後期高齢者医療事業 介護保険事業	712,349	576,408	59,754
保健衛生	医療事業 (こども医療費給付、病院事業補助 ほか) 疾病予防対策事業 (定期予防接種 ほか) 健康増進対策事業 (がん検診、妊婦健康診査 ほか)	750,447	725,472	75,259
合計		3,603,689	2,179,309	226,000